

京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の広告媒体への広告掲載基準

平成 20 年 2 月 25 日施行

(趣旨)

第 1 条 この基準は、京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構（以下、支援機構という）の広告媒体への広告掲載にあたって、広告の範囲及び広告掲載の優先順位の詳細を定めるものとする。

(広告の範囲)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうおそれがないもので、社会的信用度が高いものに限ることとし、広告媒体に掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとする。

2 次の各号に掲げる広告は、掲載しないものとする。

- (1) 選挙に関する広告
- (2) 政治性のある広告
- (3) 宗教性のある広告
- (4) 意見広告
- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (7) その他会長が不相当と認める広告

3 前項第 6 号及び第 7 号に規定する掲載しない広告の例とは次に掲げるものをいう。

(1) 業種又は事業者

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「風俗営業」及びそれに類似する業種
- イ 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
- ウ たばこにかかるもの
- エ ギャンブルにかかるもの
- オ 学校教育法に基づかない教育施設
- カ 医療・美容・健康にかかわるもので、効果・保証を錯覚させるおそれのあるものや法律に抵触したり、科学的に効果が認定されていないもの
- キ 訪問販売等に関する法律に規定する「通信販売」、「訪問販売」を主たる事業とし、店舗等を有しないもの（特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。）
- ク 利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等をもつぱら行う事業者

(2) 掲載内容

- ア 不当景品類及び不当表示防止法第 4 条各号に規定する表示に該当すると認められる広告
- イ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するおそれのある広告

- ウ 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれがある広告
- エ 青少年の保護又は健全な育成に悪影響を及ぼすと考えられる広告
- オ 特定の業者に不利益を与える広告
- カ 投機、射幸心を著しくあおる広告
- キ 責任の所在及び内容が不明確な広告
- ク 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがある広告
- ケ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのある広告
- コ デザイン及び色彩が著しくけばけばしく、紙面及びホームページとの調和を損なうと認められる広告

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告の掲載は、まず公共性の高いもの、次に地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次のとおりとする。

(1) 国、政府関係機関、地方公共団体に類するもの

公社、公団、事業団、政府関係機関、独立行政法人、国や公共地方団体と密接な関連をもって運営される公益法人等

(2) 私企業のうち公共性が高いもの

電力、都市ガス、運輸(鉄道、バス)、通信、放送、各種銀行、信用金庫、信用組合のほか、政府や地方公共団体が公益性を保持する観点から経営に参加する企業

(3) 府内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業、事業者又は商店街、専門店街などの連合体

(4) その他会長が適当と認めるもの

(広告掲載に対する審査)

第4条 支援機構認定公表委員会において、本基準に基づき、広告掲載に対する審査を行い承認を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第5条 広告掲載の承認を受け掲載中の広告が、第2条第2項に規定に該当することとなった時には、支援機構はその旨を広告主に通知した上で、当該広告を削除するものとする。

2 前項で削除された広告の料金については、掲載月までの料金を支援機構に対し支払うものとする。

3 当該広告の是正を行った時はこの限りでない。

この基準は、決定の日から実施する。